

-防衛省-

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期に含まないことについて確認を十分に行うなどしたり、増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認したりすることにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの

低減できた諸経費の積算額(支出) 730万円

指摘の背景となった増加費用について金額の妥当性が十分に確認されないまま

変更契約を締結していた積算額(支出) 28億3437万円

1 契約締結後に一時中止を行った建設工事の概要

(1) 防衛施設建設工事に係る積算基準等の概要

防衛省は、自衛隊等の使用に供する施設を新たに取得するなどのための建設工事を毎年多数実施しているが、一部の建設工事において、関係機関との協議が整わないなどのために契約締結後に一時中止しているものが見受けられている。そして、建設工事のうち建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(これらを「建築等工事」)の積算については、国土交通省が制定した「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」(これらを「統一基準」)等を適用している。土木工事の積算については、防衛省が独自に「土木工事積算基準」及び「土木工事積算価格算定要領」(これらを「土木工事積算基準等」)等を定めて、適用している。

(2) 工事費の構成及び共通費の積算の概要

統一基準及び土木工事積算基準等によると、工事費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費(これらを「工事原価」)、一般管理費等及び消費税等相当額から構成されている(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を「共通費」)。共通仮設費の額は直接工事費に共通仮設費率を乗ずるなどして算定され、現場管理費の額は直接工事費と共通仮設費を合算した額に現場管理費率(共通仮設費率及び現場管理費率を「共通仮設費率等」)を乗ずるなどして算定されている。また、共通仮設費率等は、土木工事積算基準等によれば工期の長さによる率の変動はなく、統一基準によれば工期が長くなるとそれに合わせて率が漸増することとされている。そして、同省が発出している「公共建築工事積算基準等の運用について(通知)」(以下「運用通知」)によれば、共通仮設費率等の算定に用いる工期には、工事の一時中止により工期延伸する期間を含まないこととされている。

(3) 一時中止に伴う増加費用の積算の概要

同省は、「建設工事請負契約書」を定めており、建設工事の請負契約においてひな形として用いている。これによれば、受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められるなどのときは、発注者は、工事を一時中止させなければならず、その場合、必要があると認められるときは請負代金額等を変更し、労働者、建設機械器具等を保持するために費用その他の工事の一時中止に伴う増加費用(増加費用と共通費を「諸経費」)を必要としたときなどは必要な費用を負担しなければならないこととされている。

同省が定める「建設工事の一時中止に係る増加費用について(通知)」及び「建設工事の一時中止に係る事務処理要領」(これらを「要領等」)によれば、発注者は、受注者に対して、一時中止期間中の工事現場の維持管理に関する計画書(以下「現場管理計画書」)の提出を求め、増加費用が生じて請負代金額を変更する可能性があるときは、現場管理計画書に当該増加費用の概算金額の記載を指示し、増加費用の根拠となる見積書の提出を求めることがとされている。その後、工事再開後に実際に要した増加費用について発注者と受注者の間で協議し、この際に、受注者は支出した明細書を添付することとなっている。

発注者は、増加費用が生じたことにより請負代金額を変更する必要があると認めるときは、変更契約を締結することとなっており、変更契約の予定価格に係る工事費の積算に当たっては、当

該增加費用は工事原価に原契約の費用とは区分して計上することとなっている。

2 検査の結果

一時中止に伴う変更契約の予定価格に係る工事費の積算について、10防衛局等が平成24年度以降に発注して一時中止を行った建築等工事及び土木工事のうち、28年度から令和2年度までの間に完了した工事247件(諸経費の積算額計511億8879万円)を対象として、同省内部部局、10防衛局等において検査したところ、増加費用等の諸経費の積算について次のような事態が見受けられた。

(1) 建築等工事において一時中止により工期延伸する期間を含めた工期により共通仮設費率等を算定して諸経費を積算していた事態

前記のとおり、運用通知によれば、工事の一時中止により工期延伸する期間については、^(注1)共通仮設費率等の算定に用いる工期には含まないこととされている。しかし3防衛局等が発注した7件(諸経費の積算額計4億8451万円)の建築等工事については、変更契約時の予定価格に係る工事費の積算において、一時中止により工期延伸する期間を含めて共通仮設費率等を過大に算定して諸経費を積算していた。そこで、上記7件の工事について、一時中止により工期延伸する期間を含まない工期により共通仮設費率等を算定することとして諸経費を修正計算すると、4億7715万円となり、上記の4億8451万円から諸経費の積算額を約730万円低減できたと認められた。

(注1) 3防衛局等 北関東、九州両防衛局、熊本防衛支局

(2) 増加費用の積算に当たり実際の支払金額が確認できる明細書の提出を受けていなかったことなどから、金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していた事態

前記のとおり、要領等によれば、発注者は、受注者に対して増加費用の根拠となる見積書の提出を求め、受注者は、支出した明細書を添付することとされている。この明細書を添付する目的について同省に確認したところ、発注者が増加費用に係る金額の妥当性について確認を行うためのものであり、実際の支払金額が確認できるものである必要があるとしていた。

しかし、受注者が添付する明細書が実際の支払金額が確認できるものであることについて要領等に明確に示されていなかったことなどから、5防衛局が発注した43件の工事(建築等工事19件、土木工事24件)において、見積書やその細部の内訳書等が明細書に該当するものとして、これによる確認で十分であると判断していたものが見受けられた。このため、上記43件の工事に係る28億3437万円の増加費用については、実際の支払金額が確認できる請求書等の資料の提出を受けていないなどしており、金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していた。

(注2) 5防衛局 北関東、南関東、近畿中部、中国四国、沖縄各防衛局

このように、契約締結後に一時中止を行った建設工事について、建築等工事の諸経費の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間を含めた工期により共通仮設費率等を過大に算定して積算していたり、建築等工事及び土木工事の増加費用の積算に当たり、金額の妥当性が十分に確認されないまま変更契約を締結していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 防衛省が講じた改善の処置

同省内部部局は、3年8月に要領等を改正するとともに、地方防衛局等に対して通知を発するなどして、同年10月以降に入札公告を行う建築等工事及び土木工事において、一時中止に伴う増加費用等について適切に積算を行うよう、次のような処置を講じた。

ア 地方防衛局等に対して、建築等工事における変更契約時の予定価格に係る諸経費の積算の際に、工事の一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期には含まないことについて周知徹底を図るとともに、チェックシートの項目に共通仮設費率等の適切な算定方法を加えることにより積算に対する確認を十分に行うように周知した。

イ 地方防衛局等に対して、建築等工事及び土木工事における変更契約時の予定価格に係る増加費用の積算の際に、受注者が添付することとなっている明細書の内容について具体的かつ詳細に示すとともに、実際の支払金額が確認できる明細書により増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認することについて周知徹底を図った。